

令和7年（2025年）3月13日

報道機関 各位

枚方市提供

地下水におけるPFOS及びPFOAに関する調査について（第4報）

令和6年8月23日（第1報）、9月11日（第2報）、10月19日（第3報）として報告しました市内の地下水においてPFOS及びPFOAが暫定指針値※を超えて検出されたことについて、今般、市内を約2kmごとに区分（17地域）した市域全体調査を実施しましたので、その結果を報告します。

1. 市域全体調査による結果

全17地域のうち、11地域で暫定指針値を超えて検出されておりその超過した濃度範囲は、 $65 \times 10^{-6} \sim 290 \times 10^{-6} \text{mg/L}$ でした。詳細については、別紙測定結果のとおりです。

2. 発生原因の調査

暫定指針値を超えて検出された地域の工場及び事業場におけるPFOS及びPFOAの取り扱い状況について、調査を実施しましたが、製造、使用等の履歴は確認できなかったことから、原因となりうる工場及び事業場は確認されておりません。

3. 井戸所有者等への対策

市内に所在する井戸においては、従前から所有者に対して飲用をしないように注意喚起を行っていますが、改めて所有者に対して文書により飲用を控えるよう注意喚起を行うとともに、校区コミュニティ協議会を通じた周知を行いました。また、広報誌「広報ひらかた1月号」でも啓発を実施しました。

4. 今後の対策

現在、国では水道法におけるPFOS及びPFOAの水質基準化と測定の義務化が検討されていることから、今後は、専用水道については定期的な水質検査による安全性の確認、家庭用井戸については継続して飲用を控えるよう周知啓発を行っていきます。

また、環境中の地下水質の監視については、原因となりうる工場及び事業場は確認されなかったことから、必要に応じて井戸の調査を実施するほか、水道水源である淀川へ注ぎ込んでいる市内河川における調査を継続し、河川のPFOS及びPFOAの動向も把握することとします。

※暫定指針値とは、河川や地下水などの水質汚濁に関し、「人の健康の保護に関連する物質ではあるが、公共用水域等における検出状況等から見て、直ちに環境基準とせず、引き続き知見の集積に努めるべきもの」として定められた要監視項目における目標値のことです。PFOS及びPFOAに係る暫定指針値は、令和2年5月にPFOS及びPFOAの合計値で $50 \times 10^{-6} \text{mg/L}$ と定められました。

<お問い合わせ>

【地下水規制・事業所指導に関すること】

環境部 環境指導課

050-7102-6016

【飲用井戸調査・指導に関すること】

保健所 保健衛生課

072-807-7624

地域メッシュによる調査区域の測定結果

※1「汚染井戸が所在している調査区域」の()内の数値は、当該調査区域内で検出されたP F O S及びP F O Aの合算した濃度を示す。ただし、当該調査区域内で複数の井戸で汚染が検出された場合は、最も高い濃度を示す。

※2「汚染井戸が所在している調査区域」においては、当該調査区域内に少なくとも一つの井戸で暫定指針値を超える井戸が所在していることを示し、当該調査区域全体が汚染されていることを示すものでない。

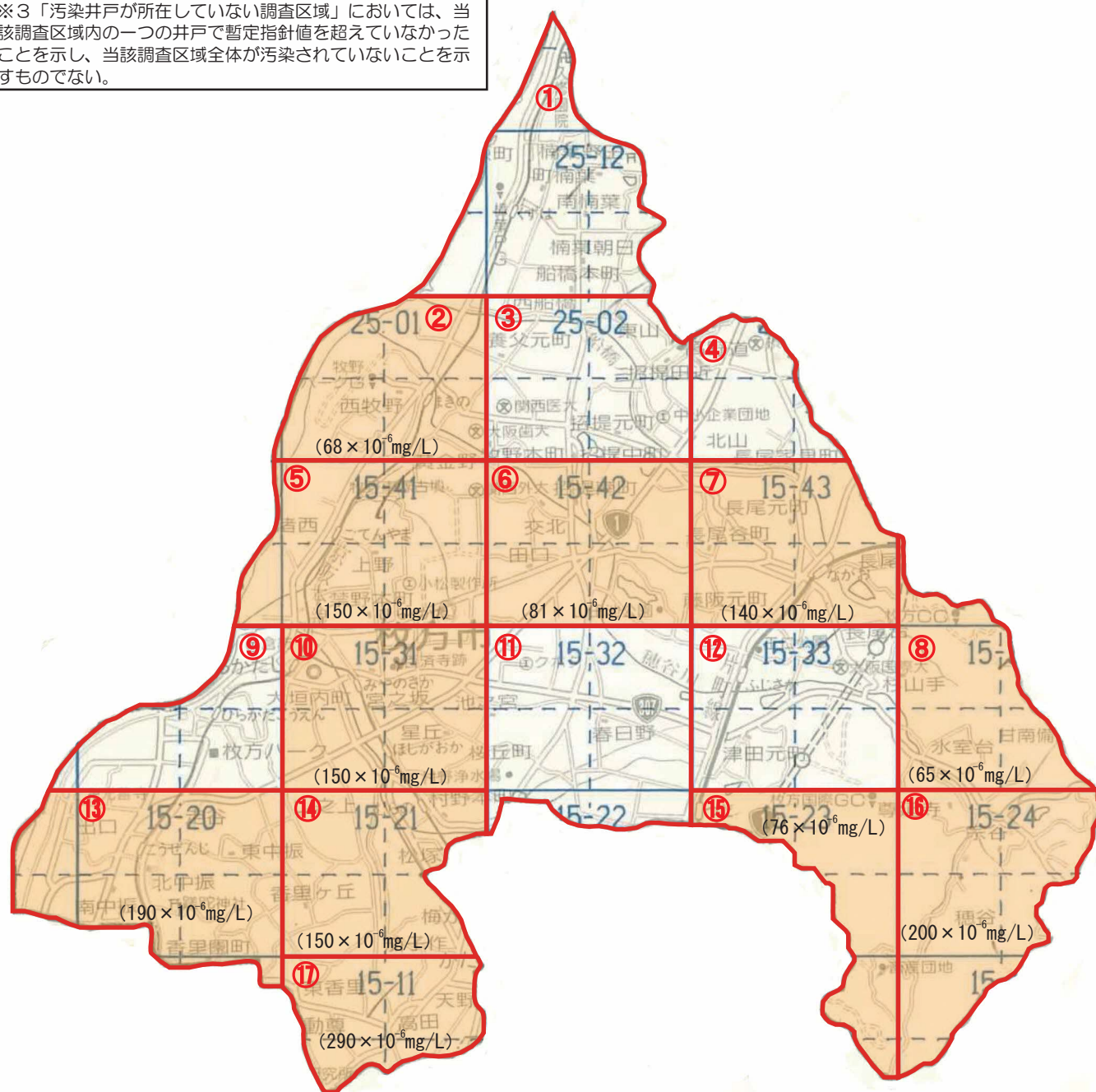
※3「汚染井戸が所在していない調査区域」においては、当該調査区域内の一つの井戸で暫定指針値を超えていなかったことを示し、当該調査区域全体が汚染されていないことを示すものでない。

凡例

① : 調査区域の番号

汚染井戸が所在している調査区域

汚染井戸が所在していない調査区域



「大阪府地下水質常時監視地域メッシュ図（大阪府環境保健部環境局水質課 平成5年3月作成）」を加工して作成

0

6km